



Title	二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における家族の変化への対応
Author(s)	青竹, 美佳
Citation	阪大法学. 2019, 68(6), p. 43-76
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87191
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

一一〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における 家族の変化への対応

青 竹 美 佳

目次

- 一 はじめ
- 二 改正の目的と概要
- 三 遺留分法の改正
- 1 現行スイス遺留分法の特徴と機能
- 2 二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における遺留分
 - (1) 遺留分の引下げ（ZGB 改正法案四七一条）
 - (2) 親の遺留分の廃止（ZGB 改正法案四七〇条一項）
 - (3) 離婚手続または同性パートナー関係解消手続における遺留分の消滅（ZGB 改正法案四七二一条）
 - (4) 用益権の設定による卑属の遺留分の制限（ZGB 改正法案四七三条）
- 四 扶養請求権の制度の新設
 - 1 新制度導入の趣旨と経緯
 - 2 二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における扶養請求権の概要
 - (1) 要件（ZGB 改正法案六〇六a条一項）

(2) その他 (ZGB 改正法案六〇六 a 条一一五項、b、c、d 条)

五 わが国における二〇一八年相続法改正との比較

1 遺留分制度の縮小

2 法定相続人ではない者の保護

3 生存配偶者の相続法上の地位の向上

六 おわりに

一 はじめに

スイスで相続法の改正に向けた動きが本格化したのは、二〇一〇年七月一七日に、全州議会議員 (Ständerat) のグツツヴィラー (Felix Gutzwiller) ⁽¹⁾ が立法提案を行つたと始まる。法務省内では専門家による改正草案の作成が行われ、二〇一六年三月四日に連邦評議会は、民法典 (相続法) の改正に関する要綱案 (der Vorentwurf zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Erbrecht) をパブリックコメントに付した。⁽²⁾ この要綱案はパブリックコメントにおいておおむね積極的に受け入れられるゝとなり、二〇一八年八月一九日には、連邦評議会は、民法典 (相続法) の改正に関する法案 (Entwurf) ⁽³⁾ および相続法改正の意見書 (Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Erbrecht) を国会に提出した。⁽⁴⁾

法案のめとにあるのは、「わはや時代適合的ではない相続権と遺留分権をより柔軟に形成し、人口統計上大きく変化した家族および社会の生活実態に対応せしむ」というグツツヴィラーの改正提案である。のこのような改正目的は日本で二〇一八年七月一三日に公布された「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(以下では「改正相続法」と略記する) の改正の目的に根本的な部分で通じるゝある。わが国では、二〇一五年四月二一日に

法制審議会民法（相続関係）部会第一回会議が開催され、高齢化社会の進展、高齢者の再婚の増加などの社会情勢の変化に相続法を対応させるという目的で相続法改正が進められた⁽⁵⁾。このような改正目的を比べると、日本の二〇一八年改正相続法とスイスの二〇一八年民法典（相続法）改正法案は、変化する家族の状況に相続法を対応させるという大まかな方向性では共通の目的に基づいているといえる。したがって、スイスの民法典（相続法）改正法案が、変化する家族に相続法をどのように対応させる方策をとっているかを検討することは、日本の改正相続法が同じ改正目的を実現するためにとっている方策を相対的に評価し、今後の改正相続法の解釈論や立法論を考察する際に有意義であるといえる。

そこで、本稿では、スイスの二〇一八年民法典（相続法）改正法案を、変化する家族に相続法をどのように対応させているのかという視点から検討する。この度公表されたスイス民法典（相続法）改正法案における主な改正点は、後述するように遺留分法の改正と、扶養請求権の制度の導入である。本稿ではこれらの二点を紹介してこれらに分析を加え、スイスの二〇一八年民法典（相続法）改正法案を、わが国の二〇一八年改正相続法と比較検討しながら、変化する家族に相続法をどのように対応させる方策をとっているかについてそれぞれの相続法改正の特徴を明らかにすることとする⁽⁶⁾。

二 改正の目的と概要

スイス相続法の改正法案が二〇一八年八月二九日に国会に提出された際に、「連邦評議会は相続法の現代化を望んでくる“Bundesrat will Erbrecht modernisieren.”」と題する文書がスイス連邦法務省から発表された⁽⁷⁾。そこでは、改正の目的と主な改正点について次のように説明されている。

第一に、この度の改正は、相続法を現代化して新しい共同生活の形態に対応させることを目的としていることである。現行相続法は、一九一二年の施行以来、部分的にしか改正されていない。しかし、現代の家族の状況をみると、二五才未満の子を含む家族の $\frac{1}{4}$ が、伝統的な家族の形態からそれている。つまり、多くの人々は、再編家族、共通の子を伴う事実婚、ひとり親家庭で生活している。このことから、改正により、相続法をより柔軟に形成し、大きく変化した生活実態および家族形態に相続法を対応させることが改正の目的に挙げられている。⁽⁸⁾

第二に、右の目的を実現するための具体的な方策として、遺留分制度の縮小を提案していることである。遺留分を引き下げることにより被相続人の財産処分の自由が広がる。現行法では、子、配偶者、同性パートナーと並んで、一定の事例においては親も遺産の最低限を請求することができる。改正により、子の遺留分を引き下げ、親の遺留分を完全に廃止することが試みられている。これにより、被相続人が自身の財産をより自由に処分できるようになり、たとえば、事実婚配偶者やその子をより優遇することが可能となる。つまり、遺留分の引下げや親の遺留分の廃止は、変化した家族形態への対応につながるのである。また、遺留分の引下げは、事業の承継を容易にし、事業の安定にとってよい影響を与える、雇用を安定させる意義をも有するとされる。⁽⁹⁾さらに、法案では、離婚または同性パートナー関係解消の手続の進行中に被相続人が死亡した場合には、生存者の遺留分請求権は原則として消滅することとされ、増加する離婚または同性パートナー解消の事例への相続法の対応が図られている。

第三に、死者の事実婚配偶者を貧困から守るための新制度を設けていることである。事実婚配偶者の一方が死亡した後に経済的に困窮する他方配偶者のために、連邦評議会は、新しくいわゆる扶養請求権 Unterstützungsanspruch を提案している。この新しい制度は、生存事実婚配偶者を貧困から守り、生存事実婚配偶者が社会保障に頼らざるを得ない状況を回避する目的で提案されている。⁽¹⁰⁾同制度も事実婚配偶者の増加という家族の変化に対応

する目的で設けられているといえる。

以上のように、スイスの相続法改正の法案は、現在の家族の状況に相続法を対応させることを目的とし、特に大きな改正点としては、遺留分制度に大きな修正を加えていること、事実婚配偶者を困窮から守るために扶養請求権という新たな制度を導入していることが挙げられる。以下では、遺留分法の改正、新設の扶養請求権の内容をより詳しく検討する。

三 遺留分法の改正

1 現行スイス遺留分法の特徴と機能

現行スイス遺留分法の特徴について、スイス民法典（相続法）改正法案の意見書で挙げられているのは次のことがある。まず、現行遺留分法（ZGB 四七一条以下）は、被相続人の処分の自由を広範囲に奪うゲルマン法と共通の特徴を有し、被相続人の奪うことのできない相続権が家族内に当然に生ずるとの考え方に基づいている。⁽¹²⁾ このこととの帰結として、遺留分は、ドイツ遺留分法におけるような單なる金銭請求権（BGB 二三〇三条）ではなく、遺産の一部であり、法定相続分の一定割合とされている。⁽¹³⁾ つまり、現行スイス遺留分は、わが国の二〇一八年改正前の相続法における物権的効果を発生させ現物返還を原則とする遺留分と形態を同じくする。なお、この度のスイスの相続法改正の議論では、ドイツ遺留分法におけるような金銭請求権を新たに採用するといったわが国で行われたような提案は行われていない。

次に、遺留分権利者は、卑属、親、配偶者および同性パートナーとされ、その割合は、卑属については法定相続分の $\frac{3}{4}$ であり、親、配偶者、同性パートナーは法定相続分の半分である（ZGB 四七一条）。比較法的にみて、

イスの遺留分は、その割合が高く、被相続人の財産処分の自由を強く制限するとみられている。⁽¹⁴⁾ここで、親が遺留分権利者となるのは、被相続人に卑属が存在しない場合のみである（ZGB 四五八条一項）。卑属がなく、親が単独で相続する場合には、その遺留分は相続財産の半分であり、親が生存配偶者または同性パートナーと共同相続する場合には、相続財産の $\frac{1}{8}$ ($\frac{1}{2}$ (遺留分) $\times \frac{1}{4}$ (法的相続分)) となる（ZGB 四六二条）。

また、遺留分の機能については、意見書では、被相続人の親族が生活に必要な財産を継続して利用すること、家族内に財産の一部を残すこと⁽¹⁶⁾、相続人が一定の枠内で平等な扱いを受けるようにすること⁽¹⁷⁾、被相続人と相続人の間に不和が生じないよう家族関係を調整することが挙げられている。⁽¹⁸⁾ここでは、遺留分の機能としての清算に触れられていないが、これは、配偶者の遺留分については次の理由によるといえる。すなわち、イス相続法では、相続において夫婦財産法上の清算が先行し（ZGB 一〇四条一項、一二四一条一項）、清算が行われた後に被相続人の財産が確定し、相続財産の分配が行われることになつてるので、生存配偶者の相続財産に対する潜在的持分を遺留分によつて清算することは重視されていないのである。

2 二〇一八年イス民法典（相続法）改正法案における遺留分

イスの相続法改正の目的は、変化する家族に相続法を対応させることであるが、そのための方策として強く求められているのが被相続人の決定の自由を強化することである。⁽²¹⁾そこで被相続人の処分の自由を制限する遺留分を弱化することが求められている。もつとも、遺留分を完全に廃止することは、比較法的みて行き過ぎであり、遺産の一部を親族に遺すべきであるとする一般的法感情に反するとされた。⁽²²⁾そこで、改正法案は、以下にみるように、遺留分の割合を引き下げ、親の遺留分を削除するという内容になつてている。

(1) 遺留分の引下げ (ZGB 改正法案四七一条)

二〇一六年に公表された要綱案では、連邦評議会は、親の遺留分を削除し、卑属の遺留分を現行法の $\frac{3}{4}$ から $\frac{1}{2}$ へ、生存配偶者および同性パートナーの遺留分を $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{4}$ に引き下げる⁽²³⁾ことを提案した (ZGB 改正要綱案四七一条)⁽²⁴⁾。親の遺留分を廃止し、卑属の遺留分を引き下げることは、パブリックコメントの大多数から支持されたので、この提案は法案に残されることとなつた。それに対して、生存配偶者および同性パートナーの遺留分の引下げは、生存配偶者、生存同性パートナーの相続法上の地位の向上の目的に反し、被相続人の死後も生活水準を維持するべきとする原則に反し、とくに生存者が高齢の場合には、卑属よりも経済的に弱い立場にあることの多い高齢の生存配偶者、生存同性パートナーの立場を考慮するべき等のパブリックコメントの反対があり⁽²⁵⁾、連邦評議会は、法案に取り入れることを断念した。

したがつて、法案において引き下げられているのは卑属の遺留分のみである。卑属の遺留分の引下げを提案する理由について、連邦評議会の意見書は次のように説明している。すなわち、卑属の遺留分は現行法によると $\frac{3}{4}$ であるが (ZGB 四七一条一号)、これは、遺産のかなりの部分について被相続人の処分の自由を奪うこととなる。このことは、とりわけ生活のために遺産を必要とする生存配偶者や事実婚配偶者が遺留分を負担する場合に問題となる。また、イスラム遺留分法では卑属の遺留分が非常に大きいといふことが比較法的にみて明らかである。さらに、一九四六年に、高齢者保険、遺族保険についての法律が導入され、一九八二年には、高齢者積立て、遺族積立て、障害者積立てに関する法律が導入されてからは、相続法は卑属の生活保障制度としての機能を広く失つた。このことは諸外国法の傾向とも一致する。また、卑属の遺留分の引下げは、グツツヴィラーの改正提案の「もはや時代適合的ではない相続権と遺留分権をより柔軟に形成し、人口統計上大きく変化した家族および社会の生活実態に対応

れる」 といふ目的に合致し、 さらに、 卑属は現在では多くの場合、 経済的な生活基盤をすでに築いた時点で相続しているから、 相続法によりその生活を保障する必要性はない。⁽²⁶⁾ 以上のことから、 連邦評議会は、 」のようない法提案を行っている。

法定相続分と遺留分対照表— Medienrohstoff:Modernisierung des Erbrechts, 29.August 2018, <https://www.ejpd.admin.ch/adam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/erbrecht/medienrohstoff.pdf> (11.01.八年一一月四日最終確認) の表をもとに作成

法定相続人		法定相続分		遺留分	
		現行法	法 案	現行法	法 案
	卑属（単独相続）				
	卑属（配偶者・同性パートナーと共同相続）				
	配偶者・同性パートナー（卑属と共同相続）				
	配偶者・同性パートナー（親と共同相続）				
$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	1	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	1
$\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$	1	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	1
$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{1}{8}$	$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{3}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{1}{4}$	$\frac{3}{4}$ 遺産の $\frac{3}{8}$	$\frac{3}{4}$
ゼロ	$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{3}{8}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$ 遺産の $\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$

(2) 親の遺留分の廃止 (ZGB 改正法案四七一条)

これに対して、親の遺留分については、割合を引き下げるのではなく、完全に廃止することが連邦評議会の要綱案 (Vorentwurf) において提案された。提案の理由として挙げられたのは、親の遺留分の正当化根拠である。すなわち、親の遺留分は、扶助の必要性に基づくのではなく、家族および世代間の連帯の思想に基づいている。しかし、この連帯は、過去数十年の間に重要性を失っているから、法をこの状況に対応させるべきである、と。パブリックコメントの大多数が親の遺留分の廃止を受け入れたので、この提案は法案において維持された。⁽²⁸⁾

法案の意見書では、親の遺留分の廃止の効果として次のことが挙げられている。第一に、事実婚配偶者が親の遺留分であった部分の遺産を取得できる。つまり、現行法では事実婚の生活を送っていた被相続人に卑属がない場合には、その全遺産は、生きている限りでは被相続人の親に帰属する。被相続人の死因処分によつて生存事実婚配偶者が最大限確実に取得することができるのは遺産の半分であり、半分は被相続人の親が遺留分による保護を受けることとなる。この場合には、夫婦財産法上の清算が先行しないから、生存事実婚配偶者の財産取得は不十分である。このことは、多くの事例において被相続人にとって事実婚配偶者は親よりも近しい関係にあることから裏付けられる。⁽²⁹⁾ さらに、オランダ⁽³⁰⁾、フランス⁽³¹⁾、スカンジナビア諸国⁽³²⁾など多くの法秩序において親がもはや遺留分権利者ではなく、法案は国際的傾向にも沿うことが挙げられている。⁽³³⁾

(3) 離婚手続または同性パートナー関係解消手続における遺留分の消滅 (ZGB 改正法案四七二一条)

法案は、遺留分の割合を引き下げたり親の遺留分を廃止したりする他に、離婚手続または同性パートナー関係解消手続中に一方当事者が死亡した場合に、他方の生存配偶者の遺留分を消滅させる規定を設けている。

現行法によると、配偶者間の遺留分請求権および法定相続権は、離婚したときに、つまり離婚判決が法的効力を

もつたときに初めて消滅することとされている（ZGB 110条1項）。同様のことは同性パートナーにも妥当する（PartG 111条）。この規定は、ZGB 施行当時は、扶養の観点、とりわけ生活共同体の継続性という観点から相応しい規律とみられていた。⁽³⁴⁾ しかし、その間以下のことを理由として、この規律は妥当ではないとみられるようになっている。第一に、生存配偶者は、離婚手続の間に被相続人が死亡した場合には、生前に別産制のもとで生活していた場合を除いて、被相続人の財産について夫婦財産法上の財産分割を受けることができる（ZGB 110条4項、二四一条1項）。これは配偶者の一方の死亡時にまず行われる夫婦財産制の解消の手続であり、相続の手続とは別に行われる。第二に、扶養の領域では、生存者は、要件を満たせば遺族給付（AHVG 23条以下）を受け取る。第三に、離婚手続またはパートナー関係解消手続の開始は、婚姻または同性パートナー関係に基づく共同体を決定的に解消する両当事者の意思を表し、手続中に一方が死亡した場合に、生存者が手続開始前と同様に相続法上優遇されることを望むとは考えられないということである。⁽³⁵⁾

そこで、連邦評議会は、要綱案において手続中に一方が死亡した場合には一定の要件のもとで生存者の遺留分権を消滅させることを提案した（ZGB 改正要綱案四七二条）。パブリックコメントにおいて、表現の複雑さが指摘されたが、内容は多数によつて支持された。⁽³⁶⁾

改正法案では、次のような規定が提示されている。すなわち、夫婦の一方が離婚手続中に死亡した場合には、死亡時に以下の二つの要件のうちいずれかが満たされている場合には、生存者は遺留分を主張することができない。

第一の要件は、両当事者が原則として離婚に賛成していること（手続が両者の申立てにより始まった、または離婚訴訟が共通の申立てによる離婚に移行した場合）であり、第二の要件は、夫婦がすでに二年以上別居していることである。同様のことは、同性パートナー関係の解消の手続中に一方が死亡した場合にも妥当することとされる（ZGB

改正法案四七二条二項⁽³⁷⁾

もつとも、生存配偶者または生存同性パートナーは、離婚または同性パートナー関係解消の形式的な法的効力が発生するまで、法定相続権を有する（ZGB 改正法案一二〇条二項およびPartG三二一条一項）。したがって、離婚判断または関係解消判決の形式的な法的効力が発生する前に一方が死亡した場合には、遺言により奪われない限り、他方は相続権を確保することができる（ZGB 四六二条）。このような折衷的な規律により、一方では生存者の必要性を考慮することができ、他方では、生存者を遺産から除外したいとする被相続人の希望を考慮することがめざされている⁽³⁸⁾。遺留分に関するこの点の改正の目的に鑑みて、この規律は、死因処分または財産契約から生じる利益にも妥当する。異なる取り決めがないかぎり、死因処分から生じる利益は、死亡時にスイス民法典（相続法）改正法案四七二条に基づいて遺留分請求権の喪失を導く離婚手続または解消手続が進行している場合には無効となるとされる（ZGB 改正法案一二〇条三項二号、PartG 改正法案三二一条二項二号）。

（4）用益権の設定による卑属の遺留分の制限（ZGB 改正法案四七三条）

生存配偶者または同性パートナーがこれまでの生活水準を維持することができるようにする目的で、現行法には配偶者または同性パートナーの用益権の規定が設けられている。これによると、被相続人は、生存配偶者との間の子の相続分の全体について、生存配偶者の用益権を設定することができる（ZGB 四七三条一項）。この用益権は、生存配偶者または同性パートナーの法定相続分の代わりとなり、子の遺留分の影響を受けないこととされている。つまり同条は、子の遺留分を制限することで生存配偶者および同性パートナーの居住等の利益を保護する趣旨で設けられている。用益権以外に被相続人が自由に処分できる割合は現行法によると $\frac{1}{4}$ であるが（ZGB 四七三条二項）、この割合の妥当性については議論されていた⁽³⁹⁾。法案は、同割合を $\frac{1}{2}$ に引き上げている（ZGB 改正法案四

七三条二項）。法案によると、生存配偶者または同性パートナーは、遺産の半分について被相続人の遺言等により完全な所有権を取得することができるのに加えて、他の半分については、用益権を取得することができる。⁽⁴⁰⁾

四 扶養請求権の制度の新設

1 新制度導入の趣旨と経緯

この制度の導入の発端は、増加する事実婚関係に法秩序をどのように対応させるべきかという問題意識の広がりにある。⁽⁴¹⁾ 現行相続法においては、事実婚配偶者は法定相続権も遺留分権も持たない。しかし、事実婚は、現在では多くの場合に婚姻と同様の機能を担っているため、配偶者と同様の保護必要性を有することが認識されるようになつてている。⁽⁴²⁾ さらに数の面でも、事実婚は、一九八〇年には全共同生活パートナーの四%に過ぎなかつたのが、二〇〇〇年には一一%にも増えていることが指摘され、⁽⁴³⁾ このことが事実婚の保護必要性につながつてているといえる。グツツヴィラーによる二〇一〇年の立法提案においても、事実婚配偶者と法律婚配偶者の相続法上の同地位が提案された。⁽⁴⁴⁾ もっとも、国会は、事実婚配偶者を法律婚配偶者と相続法上同様に扱うことはしないという立場を早くに明確にした。⁽⁴⁵⁾

そこで、法律婚配偶者と同様ではないとしても、事実婚配偶者に相続法上保護を与えるか、またどの程度与えるべきかが問題とされた。現実の過程では、法律婚配偶者は、被相続人の死亡時には、夫婦財産法上の清算を受けることができるため（ZGB二〇四条一項、二四一条一項）、法律婚配偶者にとつての相続法の意義はそれほど大きくないのに対して、事実婚配偶者にとつては、夫婦財産法上の清算の規定が事実婚関係に適用されないため、一方事実婚配偶者の死後の経済的立場は良くなく、相続法における生活保障の意義が相対的に大きいということが指摘さ

れた。⁽⁴⁶⁾ こういった状況から、事実婚配偶者には相続法上の保護を与えるべきとの基本的な立場が相続法改正の議論において維持された。保護の方法としては、被相続人が自由に処分できる範囲を拡げることで、事実婚配偶者にどの程度の相続財産を与えるかについての判断を被相続人に与えることとした。具体的には遺留分の引下げ、親の遺留分の廃止により、被相続人が自由に処分できる範囲を拡げることである。それに加えて、被相続人が事実婚配偶者に有利な処分をしていなかつた場合における事実婚配偶者の過酷な事態を回避するために、要綱案は、扶養遺贈を導入し、相続財産の一定部分を事実婚配偶者に割り当てることができるようになることを提案した。⁽⁴⁷⁾ この扶養遺贈（ZGB 改正要綱案四八四a条）が、法案の扶養請求権（ZGB 改正法案六〇六a条）の原型である。

扶養遺贈については、被相続人の処分に依拠せず、被相続人と三年以上事実婚関係をもつていた者が扶養遺贈の請求権者となりうることとされていた（ZGB 改正要綱案四八四a条）。また、扶養遺贈を導入するにあたっては、事実婚配偶者が、被相続人との間の子または被相続人の子の世話をしたために、あるいは要介護状態の被相続人または被相続人の卑属の世話をしたために、自身の稼働能力が衰え、被相続人が十分な財産を残しているにもかかわらず困窮状態に陥るという事例を想定していた。⁽⁴⁸⁾ そこで、扶養遺贈の要件として、事実婚配偶者が「被相続人の利益となる相当の寄与」を行つたということが加えられている（ZGB 改正要綱案四八四a条）。

なお、扶養遺贈が導入される際には、事実婚配偶者だけではなく、連れ子の相続法上の保護も同様に議論されていた。⁽⁴⁹⁾ 連れ子は、被相続人との間に養子縁組がなされていない限り、被相続人の財産を相続することができない。しかし、離婚が急増し、連れ子が、被相続人の血縁上の子らと同様に被相続人と長い間共同生活を送りながら成長し、被相続人と緊密な関係を築いてきたにもかかわらず被相続人の財産を相続できないという事態が問題視されるようになつてきていることが指摘された。そこで、扶養遺贈の規定は、事実婚配偶者だけではなく、連れ子にも適用さ

れることとされた。⁽⁵⁰⁾ それによると、未成年者が被相続人と五年以上生活を共にし、被相続人によつて経済的に支えられ、被相続人が死亡していなければこの状況が継続していたことが想定される場合には、扶養遺贈が認められる」ととされた（ZGB 改正要綱案四八四a条）。

もつとも、扶養遺贈についての要綱案は、二〇一六年五月一一日から六月二〇日までになされたパブリックコメントの手続において、必要性と法的形態について多くの批判が表明されて修正を余儀なくされた。⁽⁵¹⁾ 公開された批判は三〇件にのぼり、たとえば、扶養遺贈は被相続人の意思に反し形式的家族関係を基礎とする相続法の原則に沿わず、イスラム相続法に調和しないこと、扶養遺贈は相続法における予測可能な解決を目指す目的に反すること、被相続人には十分な処分の自由が与えられているから被相続人の意思に事実婚配偶者や連れ子の扶養を任せればよいこと、社会保障制度に事実婚配偶者や連れ子の扶養を任せればよい、などの意見が表明された。⁽⁵²⁾

批判を受けて、二〇一八年八月二九日に国会に提出された民法典（相続法）改正法案では、要綱案で設けられた扶養遺贈の制度は、新たに扶養請求権と名称を変えると共に、内容的には、大きく制限されるようになつてゐる。たとえば、連れ子が請求権者から除かれ、事実婚配偶者の最低同居期間は三年から五年に延ばされた。もつとも、事実婚配偶者が被相続人の利益になる相当の寄与をしていたことが要件から除かれ、事実婚配偶者の困窮の要件が強調されることとなつた。また、事実婚配偶者の困窮は社会保障により回避されるとするパブリックコメントでの指摘を受けてか、十分な遺産が存在するにもかかわらず、事実婚配偶者が被相続人の死後に困窮状態を避けるのに社会保障に頼ることの不当性が指摘され、同制度により社会保障制度の負担を軽減するといった目的について追加的に説明されている。⁽⁵³⁾

2 二〇一八年イス民法典（相続法）改正法案における扶養請求権の概要

（1）要件（ZGB 改正法案六〇六 a 条一項）

イス民法典（相続法）改正法案六〇六 a 条一項によると、次の二つの要件を満たす場合には、生存事実婚配偶者は、死亡した他方事実婚配偶者の相続人に対する扶養請求権行使することができる。要件の一つは、五年間の共同生活である。要件の他の一つは、扶養請求権がなければ生存事実婚配偶者が困窮に陥るということである。

①五年間の事実婚生活

被相続人と死亡時に現実の生活共同体において生活していた者（同性および異性のカップル）のみが扶養請求権をもつ。ここで意図されているのは、精神的、肉体的および経済的な一定期間継続した排他的関係に基づく生活共同体であり、被相続人と愛情に基づく関係または友人関係を保ってきたが生活協同関係がない者を排除し、単なる同居人または介護ヘルパー、家事手伝いのような、被相続人と本来の愛情に基づく関係がなく共通の世帯で過ごした者も排除される。⁽⁵⁴⁾

扶養請求権を有する者の範囲が広すぎないよう、また法定相続人の権利を過度に侵害しないように、生活協同関係の最低限の継続期間は、要綱案において三年とされたが、法案では五年に伸長された。現実の生活協同体の生活は、共通の世帯をもち、継続的に共同生活を送っていることを意味する。もつとも、この要件は、法案において明示されていない。それは、一方事実婚配偶者が高齢者施設に入所している、長い間入院している、または異なる住所地で生活していたが一方が他方を経済的に支えていたなど特別な事情が考慮されるようにするためである。⁽⁵⁵⁾ 五年の期間は、五年以上中断しない共同生活関係をもつ事実婚配偶者が一定の場合には遺族給付を請求することができるとされる年金法の領域における期間に対応する。共同生活およびその期間の証明にとつて必要な書類は、市役所

(住民課) から受け取る証書である。⁽⁵⁷⁾

② 困窮要件—扶養給付がなければ生存事実婚配偶者が困窮に陥るということが要件になつてゐる。要綱案では困窮の要件に加えて、生存事実婚配偶者が被相続人の利益となるような特別の寄与をしたことが要件とされていた(ZGB 改正要綱案四八四a条)。しかし法案では特別の寄与の要件は削除され、生存事実婚配偶者の困窮を回避する目的が明確化された。困窮とは、現行スイス民法三二八条の尊属と卑属との間の扶養義務の枠内で妥当してきた要件と同じ意味であり、自力では生活保障に必要な物資を確保することができない状況をいう。扶養請求権の目的は、社会保障法上の最低限度の生活の充足であり、請求額の算定では、社会保障法上の最低限度の生活の充足のために必要な金額から、生存事実婚配偶者の収入が差し引かれる。⁽⁵⁸⁾

なお、扶養請求権は、生存事実婚配偶者が相続人の指定または遺贈により自身の扶養をできる場合には発生しない。

(2) その他 (ZGB 改正法案六〇六a条一一五項、b、c、d条)

① 扶養請求権の態様および金額 (ZGB 改正法案六〇六a条二項)

扶養は、必要な期間、現在の生活の必要性(家賃、保険料、食料など)について社会保障法上の最低限度の生活を充足するべきであることから、月払の年金として保障される。

扶養請求権の額については、二重の制限が付されている。第一に、額は被相続人の相続開始時の純資産の四分の一を超えてはならないこととされている。純資産は、積極財産から被相続人の債務を控除した額である。ここでは生じうる清算請求権は考慮されない。この制限は、法定相続人の権利を過度に侵害しないようにする目的で設けられている。⁽⁵⁹⁾ この上限により、社会保障法上の最低限の生活を充足するのに必要な額が純資産の1/4より低い場合

には、扶養請求権の額は、社会保障法上の最低限の生活を充足するに必要な額とされ、 $\frac{1}{4}$ よりも高い場合には、扶養請求権の額は純資産の $\frac{1}{4}$ に制限される。

第二に、扶養請求権の額は、配偶者が一〇〇才までに受け取るべき年金の合計額を超えないことである。この上限は、権利者が死亡時まで扶養を確保する目的を明確にする。

②担保の提供 (ZGB 改正法案六〇六a条三項)

扶養請求権としての年金を保障するために、適切な担保が給付されなければならないこととされている。担保は、民法上の担保と同意義である (ZGB 一三一、二三一四、五四六条)。当事者が担保の種類について合意できない場合には、裁判所が判断する。相続財産に預金債権が含まれる場合には、生存事実婚配偶者のために自動継続振込み依頼が付けられた相続人名義の銀行の封鎖預金口座の開設がありうるし、賃料収入のある不動産で、賃料が生存事実婚配偶者の年金に当てられる場合には、不動産の譲渡の禁止も考えうる。⁽⁶⁾

③尊属および卑属の扶養請求権との関係 (ZGB 改正法案六〇六a条四項)

生存事実婚配偶者の請求権は、尊属や卑属の扶養請求権 (ZGB三二一八条) と競合することができ、改正法案は、両請求権の間の優先順位を定めている。それによると、尊属および卑属の扶養請求権は、生存事実婚配偶者の請求権に劣後することとされている (ZGB 改正法案六〇六a条四項)。これは、少なくとも五年間継続する事実婚関係に基づく被相続人との連帯は、緊密な関係という観点から、血族関係に基づく連帯よりも優先されなければならないとの考えに基づく。⁽⁶²⁾

④公共団体の法定代位 (ZGB 改正法案六〇六a条五項)

相続人と生存事実婚配偶者との間で、扶養請求権について合意が成立しない場合には、裁判所が扶養請求権の内

容を決定するまでは（ZGB 改正法案六〇六c条）、公共団体（Gemeinwesen）が、生存事実婚配偶者の扶養を保障しなくてはならない。その場合には、公共団体が、改正法案六〇六a条の生存事実婚配偶者の扶養請求権を代位して行使することができる」ととされている（ZGB 改正法案六〇六a条五項）。これは、子の扶養（ZGB 二八九条二項）およびその他の血族の扶養について（ZGB 三一九条三項）、公共団体が扶養義務者に代わって扶養を負担した場合に、それらの者の扶養請求権が公共団体に移転するとされているのと同様の意義を有する。⁽⁶³⁾

⑤登録および扶養請求権の時効（ZGB 改正法案六〇六b条）

生存事実婚配偶者の扶養請求権の導入にあたっては、同請求権が相続財産の額に相当の影響を与えることから、生存事実婚配偶者が請求権を行使する意思を持つか否かについて速やかに明確にしなくてはならないことが認識された⁽⁶⁴⁾。そのことから、要綱案では、被相続人の死亡を知つてから三か月以内に訴訟を提起しなければならないとする期間制限が設けられた（ZGB 改正要綱案四八四a条三項）。しかし、この期間制限はパブリックコメントにて激しい批判に晒された。主な批判は、三か月の期間が熟慮期間と同じであり（ZGB 五六七条一項）、相続人が確定する前であるにもかかわらず事実婚配偶者が速やかに法的措置をとるべきと考えるのは妥当ではないということであった⁽⁶⁵⁾。

このような批判を受けて、法案では、生存事実婚配偶者は、最初の手続としては、単に扶養請求権の行使の意思を登録すればよい」ととされている（ZGB 改正法案六〇六b条）。登録のためには、管轄の裁判所に対して、書面による意思表示をすることとされ、金額を主張したり、相続人の名前を個々に列挙したりする必要はないとする⁽⁶⁶⁾。意思表示を受領した裁判所は、これを登録し、相続人による問合せに応じなければならないが、相続人を捜索する義務を負うものではない。この登録の目的は、相続人に速やかに生存事実婚配偶者の意思を知らせ、それ

により解決のために必要な措置を相続人とらせることを可能とすることである。⁽⁶⁷⁾

登録の期間について、法案では、被相続人の死亡時から三ヵ月以内とされている（ZGB 改正法案六〇六b条一項）。この期間は除斥期間であり、中断や停止も認められず、経過後に請求権が消滅することとされる。⁽⁶⁸⁾ このように短い期間制限が設けられているのは、遺産の整理が長期に延滞するのを防ぎ、相続人が必要以上に不安定な状況に置かれないようにする趣旨であるが、他方で生存事実婚配偶者に至っても、単なる登録を要求されるに過ぎないという点で、短い期間制限は妥当であると捉えられている。⁽⁶⁹⁾ 生存事実婚配偶者が扶養請求権の登録を届け出るよう立てる場合には、申立てを受けた公共団体は、生存事実婚配偶者が期間内に扶養請求権の登録を届け出るよう支援することが期待されている。⁽⁷⁰⁾ 期間制限があることから、生存事実婚配偶者は、自身に有利な遺言等を被相続人が残しているか否か不明な場合には、期間内に管轄裁判所に、扶養請求権の登録をするのが望ましい。この場合には、生存者は、最終的には扶養請求権を裁判上行使するか否かについて選択権を有する。⁽⁷¹⁾

なお、登録は扶養請求権の裁判上の行使についての要件ではなく、生存事実婚配偶者は、被相続人の死亡時から三ヵ月以内であれば、登録なしに訴えを提起することができる。⁽⁷²⁾

扶養請求権のもう一つの期間制限として、被相続人の死亡時から一年の経過により扶養請求権は消滅することとされている（ZGB 改正法案六〇六b条二項）。この一年の期間制限の意義は、期間内に扶養請求権について相続人の合意が成立しなかつた場合には、事実婚配偶者は、相続人を被告として裁判所に訴えるべきことである。⁽⁷³⁾ この一年の期間は、一方では当事者に解決を見出すのに十分に長いが、他方では、遺産の整理が長くなりすぎるのを回避するには適切な短かさであろうということを考慮して設定された。⁽⁷⁴⁾ 期間の進行は、取立手続の開始や、調停の申立てなどによつて中断する。⁽⁷⁵⁾

⑥扶養請求権の決定 (ZGB 改正法案六〇六c条)

扶養請求権についての訴えは、被相続人の最後の居住地が属する裁判所になされる (ZPO二八条一項)。訴えが提起された場合には、裁判所は、扶養請求権が存在するか否か、またどの程度の扶養請求権が生じるかについて判断しなければならない。裁判所は、年金の月額のみを判断するだけではなく、扶養の限度額および担保についても判断する (ZGB 改正法案六〇六c条)。

⑦諸関係の変化 (ZGB 改正法案六〇六d条)

扶養請求権の額を算定する際には、生存事実婚配偶者のその後の経済的状況が考慮される。しかし、予想するこのできない経済状況の改善があつた場合、たとえば婚姻や新しい事実婚関係が発生したり、宝くじが当たつたりした場合には、算定の際に考慮することができない。⁽⁷⁶⁾ そこで、法案では、生存事実婚配偶者の諸状況が相当の継続性をもつて変化している場合には、年金は引き下げたり引き上げたりすることができる」ととされている (ZGB 改正法案六〇六d条)。このことは、扶養請求権が、窮屈に陥ることを回避するという基本思想を明らかにする。⁽⁷⁷⁾

五 わが国における二〇一八年改正相続法との比較

以上に概観した二〇一八年スイス民法典 (相続法) 改正法案について、日本の二〇一八年改正相続法と比較すると、以下のような特徴を指摘することができる。

1 遺留分制度の縮小

第一に、スイス民法典 (相続法) 改正法案では、遺留分を引き下げ、親の遺留分を廃止することにより、被相続人の財産処分の自由を拡張し、それによって家族関係の変化とくに多様化した家族関係に相続法を対応させようと

する目的が明確にみられることである。⁽⁷⁸⁾ これに對してわが国の二〇一八年改正相続法では、遺留分の縮小により被相続人の財産処分の自由を拡張することは目指されていない。⁽⁷⁹⁾ わが国のこの度の相続法改正における遺留分についての主な改正点は、遺留分権の行使の効果について、物權的効果が生じていたところから金銭請求権のみが生じることであり（改正後民法一〇四六条）、それによつて相続紛争の複雑さを緩和するとともに現代において求められる遺留分の機能に見合つた制度を構築することが目的とされている。⁽⁸⁰⁾

2 法定相続人ではない者の保護

（1）請求権者の範囲

第二に、法定相続人ではない者に対する相続法上の保護について、スイス民法典（相続法）改正法案においては、五年以上実際の共同関係のあつた事実婚配偶者が、被相続人の死後に困窮状態に陥るとみられる場合に扶養請求権を主張できるとされている（ZGB 改正法案六〇六a条一項）。このような事実婚配偶者は、現代では相続法において保護するべき緊密な関係を被相続人と築いていたとみてよいという評価が背景にある。これに對して連れ子は、スイスの相続法改正では、要綱案で一度権利者とされていたが（ZGB 改正要綱案四八四a条）、法案では除かれている。

わが国の改正相続法にも法定相続人ではない者を保護する新制度として特別寄与者の金銭請求権の制度が設けられた（改正後民法一〇五〇条）。保護される非相続人の範囲について、相続法改正の過程では、中間試案では、請求権者の範囲を限定する案と限定しない案に分かれたが、その後の部会会議では、請求権者の範囲を限定する方向で検討が行われ、二〇一七年一〇月の部会で検討された要綱案のたたき台（三）では、請求権者の範囲を、被相続人の直系血族及びその配偶者、被相続人の兄弟姉妹及びその配偶者ならびに被相続人の兄弟姉妹の子およびその配偶

説論偶者とすることとされた。⁽⁸²⁾しかし、これには、被相続人の連れ子が含まれず問題であると指摘された。⁽⁸³⁾他方で、親族以外の者、たとえば事実婚配偶者、事実上の養子などを広く請求権者に含めることは紛争の複雑化を招くため、合理的ではないと指摘された。⁽⁸⁴⁾

このような議論の結果、改正相続法は、特別寄与者の範囲を広く「親族」とし、請求権者に含める親族の範囲に限定を設けず、連れ子なども含めることとした（改正後民法一〇五〇条一項）。他方で、親族以外の者、たとえば内縁配偶者、事実上の養子などは請求権者に含まれない。つまり、最終的には日本の二〇一八年改正相続法は、請求権者の範囲を「親族」とし、連れ子を範囲に含むが、事実婚配偶者は含まないとする、イスの改正法案（事実婚配偶者が請求権者であり、連れ子は請求権者ではない）とはこの点では全く逆の方向の規律を採用している。この違いは、イスにおける相続法改正では、家族の変化とりわけ多様化が進む状況において、とくに事実婚関係の増加に相続法を対応させることが重要な問題と捉えられていることを示す。

（2）目的

また、イスの相続法改正における同制度の議論ではもっぱら生存事実婚配偶者の困窮を回避する目的が強調され、請求権者となるために、被相続人の財産の維持増加に貢献したことは、要綱案では要件とされていたが、法案においてはもはや要件とされず、新制度における生存者の困窮回避の目的がさらに明確にされている。さらに、生存事実婚配偶者のための新制度では、相続財産によって困窮を回避することによる社会保障負担の軽減も意図されている。⁽⁸⁵⁾

これに対して日本の相続法改正の過程では、新制度導入の出発点として、相続人ではない者の困窮回避というよりも、被相続人の介護などに従事した嫁・婿などの相続人ではない者による貢献が相続時に報われないことの不公

平性を回避するという目的が明示された⁽⁸⁷⁾。したがって、被相続人の財産の維持増加に対する貢献が、請求の要件となつてゐる。この点はスイスの新制度導入の出発点とは大きく異なつてゐる。

(3) 相続人の利益との調和

さらに、新制度は、法定相続人ではない者に相続開始後に請求権を新たに認めるものであるため、相続紛争の一的解決や相続人の利益との調和が、両国における新制度の導入において議論された。スイス民法典（相続法）改正法案では、生存事実婚配偶者の請求権の額を二重に制限し（ZGB 改正法案六〇六a条二項）、請求の登録や期間制限の規定を設けている（ZGB 改正法案六〇六b条）。日本の改正相続法においても、新制度が遺産分割と別の手続であることを明確にし（改正後民法一〇五〇条一項）、期間制限を設けるといった工夫が図られている（改正後民法一〇五〇条二項）。

3 生存配偶者の相続法上の地位の向上

第三に、生存配偶者の居住の確保を始めとする相続法における優遇については、この度のスイス民法典（相続法）改正法案では、大きな対策は図られていないことである。わずかに利用権の規定が修正されているにすぎない。それどころか、配偶者の遺留分を現行法の $1\frac{1}{2}$ から $1\frac{1}{4}$ に引き下げることが要綱案に盛り込まれていたことが注目される（ZGB 改正要綱案四七一条二項）。

日本の改正相続法では、生存高齢配偶者の居住の確保や居住以外の財産の確保が改正の主たる意義の一つとされ⁽⁸⁸⁾、配偶者の居住の権利についての規定（改正後民法一〇二八条以下）、婚姻期間が二〇年以上の夫婦間でなされた居住用不動産の遺贈や贈与については特別受益と扱わない意思表示が推定されることとする規定が設けられた（改正後民法九〇三条四項）。さらに、改正相続法では取り入れられなかつたものの、中間試案の段階では、配偶者の被

相続人の財産の維持増加に対する寄与を相続分に反映するべきであるという観点から配偶者の相続分の引上げについて議論が行われており、実現には至らなかつたもののこの度の相続法改正における最も重要なテーマであったと評価されている。⁽⁸⁹⁾⁽⁹⁰⁾

このような両国間での相続法改正の方向性の大きな差は、スイス民法においては夫婦財産法上の清算が相続による財産分配に先行し、生存配偶者はこれによって十分な財産を確保できるために相続法上さらに優遇することは不要であるのに対し、⁽⁹¹⁾日本民法では、相続時における夫婦間の財産の清算があいまいにされているために、この度の相続法改正において生存配偶者の保護が必要とされたことに由来するといえるであろう。⁽⁹²⁾

六 おわりに

以上のように、二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案と二〇一八年日本改正相続法とでは、変化する家族に相続法を対応させるという目的を同じくするものの、具体的にとられた方策は大きく異なつていてこれを確認することができる。スイスと日本とでは、もともとの相続法の規定の違いや、一般的な家族関係や文化的背景の違いにかんがみて、互いに全てをそのまま参考にできるができるというわけではない。しかしながら、今後のわが国の改正相続法の解釈やさらなる立法的課題を検討する際に、スイス民法典（相続法）改正法案からいくつかの示唆を見出すことができる。

まず、遺留分制度については、わが国でも今ではその必要性が広く認められているといえる家族の変化への相続法の対応を、スイスの改正法案におけるように遺留分制度の縮小によって図ることが望ましいか否かを検討することが今後の大変な課題として残される。その際には、わが国の民法では、夫婦財産の清算が相続に先行するスイス

民法とは異なり、潜在的持分を遺留分によつて最低限保障する遺留分の機能が相対的に大きいという点を無視することができない。

次に、相続法における事実婚配偶者の保護の導入については、日本における二〇一八年改正相続法では特別寄与者の制度に取り込まれなかつたのに対し、二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案においては、かなりの比重が事実婚配偶者の保護に置かれていることが注目に値する。スイス民法典（相続法）改正法案における事実婚配偶者の扶養請求権の導入は、家族関係や家族意識の差に根差すところもあるものといえるが、今後わが国でも事実婚配偶者の保護の相続における重要性がさらに増していくれば、立法や解釈による手当てが必要になるといった状況がありうる。事実婚配偶者の相続法上の考慮については、わが国では、相続法における画一的解決の原則との抵触や相続人との利益の衝突が危惧されているという点が立法を阻害する要因となつてゐるとみれば、この点に対するスイス民法典（相続法）改正法案における上述の工夫が今後は参考になるものと思われる。さらに、日本の改正相続法において導入された特別寄与者の制度については、スイス法におけるような生存者の困窮の回避や、社会保障負担の軽減という異なる視点からの制度設計⁹⁴⁾も一考に値する。

最後に、スイス民法において、夫婦財産制の清算が相続による財産分配に先行するが、このことが生存配偶者の財産上の地位の保障にとって重要な役割を果たしていることが、相続法改正の議論において改めて確認することができる。⁹⁵⁾わが国においても、相続以前の段階で生存配偶者への正当な財産分配を確保することの重要性が指摘されている。⁹⁶⁾この点でもこの度のスイスの相続法改正の議論から学ぶところは少なくない。

* 本稿は二〇一七年度基盤研究（C）〔課題番号17K03459〕および二〇一六年度国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

〔課題番号16KK0055〕の研究成果の一端である。

論

- (1) Botschaft zur Änderung des Schweizerischen Zivilgesetzbuches (Erbrecht) 2018 <https://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2018/5813.pdf> (11018年11月1日最終確認) (訳レーベ, Botschaft 2018, 11月1日最終確認), S.5821.
- (2) Botschaft 2018, S.5825.
- (3) Botschaft 2018, S.5826.
- (4) スイス連邦法務省ホームページ; <https://www.bjadmin.ch/bj/de/home/gesellschaft/gesetzgebung/erbrecht.html> (11018年11月11日最終確認)
- (5) 法制審議会民法（相続関係）部会第一回会議 (11015年4月11日) 部会資料 1, <http://www.moj.go.jp/conttent/001143585.pdf> (11018年11月11日最終確認) 1頁以降。
- (6) 現行スイス相続法の訳は、松倉耕作『スイス家族法・相続法』（信山社、一九九六年）115頁以降を大いに参考にしてねど、本稿は同業績に依拠するところが大である。
- (7) Schweizerische Eidgenossenschaft, „Bundesrat will Erbrecht modernisieren“ <https://www.ejpd.admin.ch/ejpd/de/home/aktuell/news/2018/2018-08-29.html> (11018年11月11日最終確認) (訳レーベ, „Bundesrat 29.08.2018“ 11月1日最終確認)。
- (8) Bundesrat 29.08.2018, S.1-2.
- (9) Bundesrat 29.08.2018, S.2f.
- (10) Bundesrat 29.08.2018, S.2f.
- (11) Bundesrat 29.08.2018, S.3.
- (12) Botschaft 2018, S.5829.
- (13) Breitschmid/Jungo, Handkommentar zum Schweizer Privatrecht, Erbrecht, 3. Aufl. 2016, Art. 471 Rn. 1 [Wilden], Kostkiewicz/Wolf/Amstutz/Frankhauser, ZGB Kommentar, 3. Aufl. 2016, Art. 471 Rn. 1 [Bürgl], Alexandra Jungo, Erbrecht, 3.

- (14) Botschaft 2018, S.5829.
- (15) 「れば、日本の相続法改正の議論において遺留分の機能として重視された家族の生活保障に対応すべし。既存（相続関係）等の改正に関する中間試案の補足説明（二〇一六年七月）<http://www.moj.go.jp/content/001198631.pdf>（二〇一八年一月一〇日最終確認）（以下では「中間試案の補足説明」と略記す）五六頁。
- (16) 「の点、日本の相続法改正の議論では家産の維持はもはや現行遺留分の機能とみなされ、これが強調されることは対照的である（中間試案の補足説明五六頁参照）。
- (17) わが国では学説において相続人間の公平性を一定程度維持する機能が重視されてゐる。伊藤田同『相続法』（有斐閣、二〇〇一年）三頁以下、三六三頁以下、川阪宏子『遺留分制度の研究』（晃洋書房、二〇一六年）一一三頁以下、二宮周平『家族法（第四版）』（新世社、二〇一三年）四二三頁。
- (18) Botschaft 2018, S.5829.
- (19) わが国の相続法改正の議論では、遺留分について潜在的な財産を清算する機能が重視されてゐる（中間試案の補足説明五六頁）。
- (20) Honsell/Vogt/Geiser, Basler Kommentar ZGB II, 5. Aufl., Art.462 Rn.3 [Staehelin]
- (21) Botschaft 2018, S.5829f.
- (22) Botschaft 2018, S.5830.
- (23) <https://www.bjadmin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/erbrecht/vorentw-d.pdf>（二〇一八年一一月四日最終確認）。云々日本本邦法ZGB第14編第1章URLも同様。
- (24) Änderung des Zivilgesetzbuches(Erbrecht)Bericht über das Ergebnis des Vernehmlassungsverfahrens, 17.05.2017, <https://www.bjadmin.ch/dam/data/bj/gesellschaft/gesetzgebung/erbrecht/ve-ber-d.pdf>（二〇一八年一一月一〇日最終確認）（云々、Vernehmlassungsverfahren 2017」と並記） S.12.
- (25) Vernehmlassungsverfahren 2017, S.14f.
- (26) Botschaft 2018, S.5832.

- （25） Vorentwurf und erläuternder Bericht zur Änderung des Zivilgesetzbuchs (Erbrecht), <https://www.bj.admin.ch/dam/bj/gesellschaft/gesetzgebung/erbrecht/vn-ber-d.pdf> (11〇一八〇一月四日最終確認)（云々）“Vorentwurf und erläuternder Bericht”^{上記記述} S.10.
- （26） 会議
（27） Voreinlassungsverfahren 2017, S.15.
- （28） Botschaft 2018, S.5831.
- （29） Rembert Süß, Erbrecht in Europa, 3. Aufl. 2015, S.928 [van Maas de Biel]
- （30） Süß, a.a.O. [Ann.30], S.525 [Döbereiner]
- （31） Süß,a.a.O. [Ann.30], S.481 [von Knorre/Minckel], S.944 [Sedlmayr], S.1122 [Johansson]
- （32） Botschaft 2018, S.5831.
- （33） Botschaft 2018, S.5838.
- （34） Botschaft 2018, S.5838.
- （35） Botschaft 2018, S.5838.
- （36） Vernehmlassungsverfahren 2017, S.32ff.
- （37） <https://www.admin.ch/ope/de/federal-gazette/2018/5905.pdf> (11〇一八〇一月四日最終確認)。以下、本文中に引用
するZGB条文法規のURL^{上記記述} S.5839.
- （38） Botschaft 2018, S.5841f
- （39） Botschaft 2018, S.5841f
- （40） Botschaft 2018, S.5843.
- （41） Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.13.
- （42） Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.14.
- （43） Daniela Kötli, Das schweizerische Pflichtteilsrecht im Spannungsfeld sich wandelnder Näheverhältnisse,2014, S.86f.
- （44） Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.14.
- （45） Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.14.
- （46） Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.14.

- 二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における家族の変化への対応
- (47) Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.15.
(48) Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.21.
(49) Vorentwurf und erläuternder Bericht 2016, S.15.
(50) Vorentwurf und erläuternder Bericht, S.23.
(51) Vernehmlassungsverfahren 2017, S.17ff.
(52) Vernehmlassungsverfahren 2017, S.18ff.
(53) Botschaft 2018, S.5828.
(54) Botschaft 2018, S.5888.
(55) Botschaft 2018, S.5888.
(56) Botschaft 2018, S.5888.
(57) Botschaft 2018, S.5888.
(58) Botschaft 2018, S.5888f.
(59) Botschaft 2018, S.5889.
(60) Botschaft 2018, S.5890.
(61) Botschaft 2018, S.5890.
(62) Botschaft 2018, S.5890.
(63) Botschaft 2018, S.5891.
(64) Botschaft 2018, S.5891.
(65) Vernehmlassungsverfahren 2017, S.27.
(66) Botschaft 2018, S.5891f.
(67) Botschaft 2018, S.5892.
(68) Botschaft 2018, S.5892.
(69) Botschaft 2018, S.5892.

- (70) Botschaft 2018, S.5892.
- (71) Botschaft 2018, S.5892.
- (72) Botschaft 2018, S.5892.
- (73) Botschaft 2018, S.5893.
- (74) Botschaft 2018, S.5893.
- (75) Botschaft 2018, S.5893.
- (76) Botschaft 2018, S.5893f.
- (77) Botschaft 2018, S.5894.
- (78) 上述「[一] 改正の目的と概要」参照。
- (79) もっとも、これはわが国の遺留分がもともと現行のスイス相続法の遺留分に比して高くなく、引下げの重要性がスイス遺留分に比べて大きくないという事情にもよるであろう。なお、増田勝久「民法（相続法）改正法の解説」法の支配一九一号（二〇一八年）八三頁は、遺留分権を金銭請求権とする改正について、受遺者・受贈者が遺留分の影響を受けずに確実に目的物を取得することができるという点では、被相続人の財産処分の自由が拡張されたとみることもできると評価する。
- (80) 中間試案の補足説明五五頁以下、小池泰「遺留分制度に関する見直し」について」論ジユリ二〇号（二〇一七年）四五頁、平田厚「相続法改正要綱にみる弁護士業務への影響」金法二〇一八五号（二〇一八年）三八頁、松谷佳樹「裁判所実務の視点から」ジユリ一五二六号（二〇一八年）三九頁、吉岡宏祐・及川修平「相続法改正について」司法書士五五八号（二〇一八年）七〇頁、堂蘭幹一郎ほか「相続法改正の概要（二）」NBL一一三七号（二〇一九年）八九頁。潮見佳男「遺留分減殺請求権」法時八九卷一一号（二〇一七年）五四頁は、様々な遺留分の機能を明らかにしてそれに対応した制度の枠組みを追求する」との重要性を指摘する。
- (81) 中間試案の補足説明八二頁以下。
- (82) 要綱案のたたき台（二）民法（相続関係）部会資料一四一、「一九頁、<http://www.moj.go.jp/content/001238832.pdf>
- (83) 要綱案のたたき台（四）補足説明、民法（相続関係）部会資料一五一、「一〇頁、<http://www.moj.go.jp/content/001244448.pdf>

- (84) 前掲注（83）部会資料二五一二、二〇頁。
- (85) 事実婚配偶者を請求権者の範囲に含めることに理解を示す学説もある。鹿野美穂子「相続人以外の者の貢献を考慮するための方策」論ジユリ二〇号（二〇一七年）四七頁、拙稿「相続における内縁配偶者の法的地位について」阪法六六巻六号（二〇一七年）三五頁。
- (86) 上述「四、扶養請求権の制度の新設1. 新制度導入の趣旨と経緯」参照。
- (87) 中間試案の補足説明八〇頁。
- (88) 浦野由紀子「配偶者の居住権保護・相続分見直し」論ジユリ二〇号（二〇一七年）五頁。
- (89) 中間試案の補足説明一五頁以下。
- (90) 西希代子「試金石としての相続法改正」法時八九巻一一号八〇頁。
- (91) 上述「三、遺留分法の改正1. 現行スイス遺留分法の特徴と機能」参照。
- (92) 水野紀子「相続法改正と日本相続法の課題」法時九〇巻四号（二〇一八年）一頁。
- (93) 前掲注（83）部会資料二五一二、二〇頁。
- (94) 上述「四、扶養請求権の制度の新設1. 新制度導入の趣旨と経緯」を参照。
- (95) 上述「三、遺留分法の改正1. 現行スイス遺留分法の特徴と機能」、「四、扶養請求権の制度の新設1. 新制度導入の趣旨と経緯」等を参照。
- (96) 浦野・前掲注（88）五頁以下、西希代子「配偶者相続権—相続法改正の動向と課題」水野紀子編「相続法の立法的課題」（有斐閣、二〇一六年）五七頁以下。

資料—スイス民法典（相続法）条文対照表

二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案

現行スイス民法典（相続法）抜粋

I. 遺留分
四七〇条一項 直系卑属、配偶者、同性パートナーを残した者は、それらの者の遺留分を侵害しない限度で、自己の財産について死因処分をすることができる。

四七一条 遺留分は法定相続分の二分の一である。

四七〇条一項 直系卑属、父母、配偶者、同性パートナーを残した者は、それらの者の遺留分を侵害しない限度で、自己の財産について死因処分をすることができる。

四七一条 遺留分は以下の各号による。

- 一、直系卑属 法定相続分の二分の三分の一
- 二、父母 法定相続分の二分の一
- 三、配偶者または同性パートナー 法定相続分の二分の一

該当条文なし

四七二条一項 被相続人の死亡時に離婚手続が進行している場合には、生存配偶者は、次の各号のいずれかに該当するときに遺留分請求権を失う。

一、離婚手続が両者の求めに基づいて開始したこと。

二、訴えにより離婚手続が開始し、夫婦双方が離婚に合意していた、または二年以上別居していたこと。

二項 前項は同性パートナー関係の解消の手続に準用する。

四七三条一項 処分可能な部分についてなされ得る処分を考慮することなく（※筆者注）遺留分の侵害を考慮せず、の意味、被相続人は、

生存配偶者または同性パートナーに、共通の直系卑属に対する死因処分によって相続財産中の直系卑属に割り当たられる全部分について用

いて用益権を与えることができる。

二項 用益権は、直系卑属と共同相続する配偶者または同性パートナーハに与えられる法定相続権の代わりとなる。用益権と並んで処分可

能な部分は遺産の半分である。

三項 生存配偶者が再婚した場合には、用益権は、相続開始時に直系

卑属の遺留分についての通常の規定を適用していなかったならば用益権の負

合には、用益権は、相続開始時に直系卑属の遺留分についての通常の規

定を適用していなかったならば用益権の負担を付けられなかつたであろう

相続分に該当する部分については消滅する。同性パートナーが新たに

同性パートナー登録をした場合または婚姻した場合も同様である。

四七四条二項 処分可能な部分の算定においては、被相続人の債務、葬儀、相続財産の封印、目録作成のための費用、同居人による六か月の扶養の扶養請求権、および事実婚配偶者の扶養請求権が相続財産から控除される。

四七四条二項 処分可能な部分の算定においては、被相続人の債務、葬儀、相続財産の封印、目録作成のための費用、家族の一ヶ月の扶養請求権が相続財産から控除される。

二〇一八年スイス民法典（相続法）改正法案における家族の変化への対応

される。

四七六条一項　被相続人の死に基づく生命保険金請求権は、固定個人年金から生ずる請求権を含めて、第三者に有利な生存中の処分または死因処分がなされた場合、または被相続人の生存時に無償で第三者に譲渡された場合には、被相続人の死亡時における保険金請求権の解約返戻金が被相続人の財産に算入される。

二項　銀行への被相続人の固定個人年金請求権も同様に被相続人の財産に算入される。

四九四条三項　死因処分および生存者間の出捐は、通常の儀礼のための贈与を除いて、以下の場合には取り消すことができる。

一、それらの処分および出捐が　相続契約から生ずる債務に矛盾する場合、つまり相続契約上の有利な立場を減じる場合。

二、それらの処分について相続契約において留保が付けられていない場合。

五二三条一項　自己の遺留分に満たない価値しか得なかつた相続人は、遺留分を回復するまで、以下の承継および出捐の減殺を請求することができる。

一、法定相続による承継

二、死因の出捐

三、生存者間の出捐

二項　死因処分が法定相続人の持分の指定を含む場合には、被相続人の意思が処分において明らかではないときには、単なる分割規定と推定する。

五二三条　遺留分権利者が相続人の場合には、法定相続および死因の出捐による取得は、その者の遺留分を超える額に応じて減殺される。

二項　表現が違うのみで内容は同じ

五二三条　死因処分が遺留分を有する複数の相続人に対して利益を与える出捐を含んでいる場合において、処分権限を越えた処分がなされたときは、減殺は共同相続人間で、その遺留分が侵害された額に応じてなされることとする。

五二九条一項　被相続人の死を原因として生ずる生命保険金請求権は、固定個人年金から生じる請求権を含めて、第三者に利益を与える生存者間の処分または死因処分がなされた場合、または被相続人の生存時に無償で第三者に譲渡された場合には、その解約返戻金請求権が減殺に服する。

四七六条一項　被相続人の死に基づく生命保険金請求権は、第三者に有利な生存中の処分または死因処分がなされた場合、または被相続人の生存時に無償で第三者に譲渡された場合には、被相続人の死亡時に

おける保険金請求権の解約返戻金が被相続人の財産に算入される。

該当条文なし

四九四条三項　死因処分または贈与は、相続契約から生じる債務と矛盾する場合には、取り消されうる。

五二三条一項　被相続人が処分権限を越えた処分をした場合には、自己の遺留分に満たない価値しか得なかつた相続人は、許容される限度で処分の減殺を請求することができる。

二項　表現が違うのみで内容は同じ

五二三条　死因処分が遺留分を有する複数の相続人に対して利益を与える出捐を含んでいる場合において、処分権限を越えた処分がなされたときは、減殺は共同相続人間で、その遺留分が侵害された額に応じてなされることとする。

五二九条一項　被相続人の死を原因として生ずる生命保険金請求権は、第三者に利益を与える生存者間の処分または死因処分がなされた場合、または被相続人の生存時に無償で第三者に譲渡された場合には、その解約返戻金請求権が減殺に服する。

該当条文なし

二項 銀行での被相続人の固定個人年金により利益を得る者の請求権も同様に減殺に服する。
 五三二条一項 減殺は遺留分に達するまで以下の順序によつてなされる。

一、法定相続による承継

二、死因の出捐

三、生存者間の出捐

二項 生存者間の出捐は、次の順序で減殺に服する。

一、算入される婚姻契約または夫婦財産契約から生ずる出捐

二、撤回可能な贈与および固定個人年金から生ずる給付

二、その他の出捐。後になされた出捐は前になされた出捐に優先する。

II. 事実婚配偶者の扶養請求権

六〇六a条一項 被相続人の死亡時まで五年以上事実婚生活を送つた者は扶養がなければ困窮する場合には、その時点から相続人に対して扶養を請求することができる。

二項 扶養請求権は年金の形態でなされることとする。その金額は事実婚配偶者が満百歳に達するまで受け取る年金の総額に達してはならぬ。

三項 相続人は扶養請求権に対して相当の担保を提供しなければならない。

四項 事実婚配偶者の扶養請求権は、尊属および卑属に対する扶養の請求権に優先する。

五項 事実婚配偶者の扶養について公共団体が給付した場合には、扶養請求権は他の権利とともに公共団体に移転する。

六〇六b条一項 扶養請求権は、被相続人の死亡時から三ヵ月以内に書面により管轄の裁判所に登録しなければ消滅する。

二項 扶養請求権は被相続人の死亡時から一年で消滅する。

六〇六c条 裁判所は、年金の額、扶養の限度額および給付すべき担保について定める。

六〇六d条 事実婚配偶者の諸状況が相当にまた継続して変化した場合には、年金の引下げまたは引上げをすることができる。

該当制度なし

五三二条 遺留分が回復するまで、まず死因処分が、次に生存者間の出捐が減殺に服し、生存者間の出捐は、後になされた出捐が先になされた出捐に優先して減殺される。